

# 釣竿の表示について



 全国釣竿公正取引協議会

# 目 次

○はじめに	2
○公正競争規約に基づく釣竿の必要表示事項	4
○先径・元径の表示をする場合	4
○規格の表示と許容誤差	5
○釣竿の表示に関する公正競争規約および施行規則	8
○釣竿の必要表示事項に関する表示例及びQ & A	18
○特定事項の表示基準	19
○公正マークを貼付する場合	25
○正しい表示例	28
○表示に不備がある例	30
○「公正マーク使用に関する申請手続」について	32
○釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則	41
○全国釣竿公正取引協議会会則	42
○全国釣竿公正取引協議会会費規則	47
○様式	48

# はじめに

## □ 公正競争規約とは……

- 公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律百三十四号）〈以下、景品表示法〉第三十一条の規定により、事業者又は事業者団体が、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。
- 公正競争規約は、事業者又は事業者団体が自らの業界について規定を設けるものですから、その業界の商品特性や取引の実態に即して、的確に、より具体的に、きめ細かく規定することができます。
- 公正競争規約を守ることにより、業界の公正な競争が確保されるとともに、消費者が適正な商品選択を行うことができるようになります。
- 公正競争規約は、消費者庁長官及び公正取引委員会によって認定されたものですから、通常はこれを守っていれば景品表示法に違反することはありません。

## □ 公正競争規約の効果……

### 社会的信頼の向上

- 公正競争規約を設定したことにより、表示のルールが明確になった業界では、各事業者が自主的に、規約に従って自社の表示を改善することになります。消費者にとっては、自分が普段手に取って見る商品・サービスについて、適正な商品選択をしやすい環境が整備されることになりますから、業界全体に対する信頼が向上することが期待されます。

### 自主的なルールの運用

- 公正取引規約の解釈・運用は、公正取引協議会が自主的に行っていくことになります。通常、会員についての規約に違反する疑いのある事実に関する調査も公正取引協議会が行います。調査の結果、規約に違反する事実が認められれば、規約の規定に基づいて、警告等の措置を公正取引協議会自らが採ることになります。
- 公正取引協議会は、公正競争規約に違反する疑いのある事実についての調査活動を行うことを通じて、当該業界における適正な表示や景品類についてのルールの在り方とは何かを、会員と共に絶えず検討し、自ら作り上げていくことができます。

### 規約に基づく行為の独占禁止法の適用除外

- 公正競争規約は、景品表示法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けるものですので、公正競争規約に基づいた適正な行為である限り、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、いわゆる独占禁止法上の措置を採られることはありません。

## □釣竿の表示に関する公正競争規約とは……

「釣竿の表示に関する公正競争規約」は、公正取引委員会が表示連絡会や公聴会を開いて釣愛好者等の一般消費者及び学識経験者などの意見を伺い、一定の要件に適合していると確認した上、昭和59年4月10日公取指第251号をもってこれを認定し、「同施行規則」も同月同日公取指第252号にて承認されました。なお、これらの規約及び規則は、昭和60年1月1日より実施されています。

この規約は、全部で14条からできています。また、規約の解釈や具体的事例については、規約のそれぞれの条項に対応して施行規則が設けられています。規約は、下記のとおり規定しています。

〈8P～17P左側〉

- ① 目的、各用語の定義…………… (第1条～2条)
- ② 必要表示事項…………… 必ず記載する事項 (第3条～4条)
- ③ 特定用語・事項の表示基準…………… 業界特有な用語等を用いるに当たり、その用語を使用できる場合を定めるものです (第5条～6条)
- ④ 不当表示の禁止事項…………… 誤認されるおそれがある一般的な事項を禁止  
また、過去に問題となった事例を踏まえ客観的な根拠に基づかない誤認されるおそれのある表示等の不当表示となる事項を具体的に禁止 (第7条)
- ⑤ 事業・調査・措置…………… (第9条～第14条)

この規約には、2つの規則と1の会則が設けられています

- ① 釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則〈8P～17P右側〉
- ② 釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則〈41P〉
- ③ 全国釣竿公正取引協議会会則〈42P～46P〉

## □全国釣竿公正取引協議会とは……

全国釣竿公正取引協議会は、公正競争規約を適正に施行するために昭和59年5月28日に設立されました。

当協議会は、次の事業を行っています。

- (1) 公正競争規約の周知徹底に関すること。
- (2) 公正競争規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 公正競争規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) 公正競争規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) 公正競争規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。
- (6) 公正競争規約に違反した者に対する措置に関すること。
- (7) 「不当景品類及び不当表示防止法」及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

## 公正競争規約に基づく釣竿の必要表示事項

項 目	公正競争規約 必要表示事項		測定基準（試験方法） 許 容 誤 差
	本体・タグ 容器等	カタログ	
(1) 品名			
① 品 名	○	○	
② 種 別		○	
(2) 釣竿の使用材料別名称表示	○		
(3) 使用材料	○		使用繊維の種類と含有率（体積比）
(4) 規格			
① 全 長 （m、cm）	○	○	+ 2 cm、- 1 cm×嵌合数
② 自 重 （g）	○	○	+ 5 %以内 部分的に天然素材を使用の場合は省略することが出来る
③ 仕舞寸法 （cm）	○	○	± 3 %以内
④ 継 数 （本）	○	○	
⑤ 錘 負 荷 （g、号）	*○	*○	「フライロッド」等錘を使用しない釣竿、「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿は省略することが出来る
(5) 事業者の住所及び氏名又は名称	○	○	
(6) 原産国名	○	○	
(7) 組立てを行った国名 （原産国と異なる場合に限る。）	○	○	「原産国名・組立て国名 表示方法」参照
(8) 安全使用に関する注意事項	○	○	「釣用品の安全表示に関するガイドライン」参照 （出典：（一社）日本釣用品工業会）
(9) 保証書を添付している場合はその旨		○	
(10) カタログの作成時期		○	
(11) カタログの内容についての問合せ先		○	

注1) ○印は、釣竿の表示に関する公正競争規約の必要表示事項である  
注2) \*汎用竿については、表示を省略することが出来る

## 先径・元径の表示をする場合

先径・元径の表示は、釣竿の必要表示事項ではありません。表示をする場合は、下記の要領で表示をして下さい。

釣竿の表示に関する公正競争規約（特定事項の表示基準）第6条 第4号（先径）、第5号（元径）

先径	釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する
元径	釣竿の元径を表示する場合には、その単位をmmで表示するほか、計測位置を併せて表示する

## 規格の表示と許容誤差

- ① 全 長：釣竿の竿先から竿尻までの長さを表示  
 (ただし、振出竿においてはすべて振り出したとき、並継竿においてはすべて継いだときの長さとする)  
 <許容誤差> + 2 cm · - 1 cm × 嵌合数<sup>かんごう</sup>
- ② 自 重：釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む）の重量を表示  
 (ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる)  
 <許容誤差> + 5 %以内
- ③ 仕舞寸法：仕舞後の長さを表示  
 ワンピースロッドであっても表示  
 並継の釣竿は、一番長いものの長さを表示  
 (ただし、上栓及びガイドキャップは含まない)  
 <許容誤差> ± 3 %以内
- ④ 継 数：本数を表示  
 ワンピースの釣竿 = 1 本  
 ツーピースの釣竿 = 2 本
- ⑤ 錘 負 荷：当該釣竿に適したおもりの重量の範囲を表示  
 ただし錘を使用しない釣竿（フライロッドなど）または錘負荷の表示が必要ない釣竿（へら竿、溪流竿など）、もしくは汎用竿については、錘負荷の表示を省略可能

※先径・元径は必要表示事項ではありませんが、表示をする場合は、下記の要領で表示

- ⑥ 先 径：竿先から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定ができる外径を表示
- ⑦ 元 径：竿尻から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定ができる外径を表示するとともに、計測した位置を表示

### 表示例

種 別	磯 竿
品 名	八丈島 5.0M
使用材料別名称	カーボンロッド
使 用 材 料	カーボン繊維 70% グラス繊維 30%
規 格	全 長 5.0m 自 重 325g 仕舞寸法 112cm 継 数 5本 錘 負 荷 10~18号  先 径 1.4mm 元 径 26.6mm (元径計測位置：竿尻から20mmの釣竿本体の外径)
原 産 国 名	日 本
組立てを行った国名	日 本
事 業 者 の 住 所 及 び 名 称	東京都中央区八丁堀二丁目22番8号 株式会社〇〇〇〇

## 使用材料別名称の表示

グラスロッド……

グラス繊維を50%以上使用して製造したもの。

カーボンロッド……

カーボン繊維を50%以上使用して製造したもの。

複合ロッド……

複数の材料を組合せて製造したもので、グラスロッド、カーボンロッドに該当しないもの。

**使用繊維の含有率【体積比】を表示します**

**\* 釣竿全体の繊維体積比**

使用繊維重量（使用繊維を重量割合で表したものを）を密度で割り、使用繊維体積に換算し、その使用割合を表したものを。

## 原産国名の表示・組立て国名の表示（原産国と異なる場合に限る）

・原産国名

原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。

・組立て国名

組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。

## 不当表示の禁止

次のような表示は禁止されています。

- ・ 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- ・ 原産国について誤認されるおそれのある表示
- ・ 客観的な根拠によらないで「特選」「極上」「最高級」等の文言を使用することにより、その釣竿が特に優良であると誤認されるおそれのある表示
- ・ 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等をその釣竿について受けたものであると誤認されるおそれのある表示
- ・ 製造技術、その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示

### 「うそつき表示」、「不表示」の一掃を!!

「うそつき表示」のことを法律的には不当表示といい、景品表示法第5条において

『商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの』を不当なものとしてこれを禁止しています。

ところで、本規約における「うそつき表示」の禁止事項は、業界の取引実態や商品事項に即して、景品表示法に基づきながら、より詳細に、より具体的に定めています。

また、品質、性能、取引条件等に関し、商品の選択、購入に重要な影響を及ぼす事項についての不表示により展示全体が誤認される場合は、不当表示になりますので、注意が必要です。

# 釣竿の表示に関する公正競争規約および施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p><b>(目的)</b> <b>第1条</b> この公正競争規約（以下「規約」という。）は、釣竿の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p><b>(定義)</b> <b>第2条</b> この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、釣竿を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p> <p><b>(釣竿の必要表示事項)</b> <b>第3条</b> 事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこ</p>	<p><b>(使用材料別名称)</b> <b>第1条</b> 釣竿の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項に規定する「釣竿」とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1)「グラスロッド」とは、グラス繊維を50%以上使用して製造したものを。</p> <p>(2)「カーボンロッド」とは、カーボン繊維を50%以上使用して製造したものを。</p> <p>(3)「複合ロッド」とは、複数の材料を組み合わせで製造したもので、前二号に該当しないもの。</p> <p>2 前項に掲げる含有率の計測方法は、使用繊維のみの体積比によるものとする。</p> <p><b>(これらに準ずる事業者)</b> <b>第2条</b> 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した釣竿について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び同項の釣竿を製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であって、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っている者と認められる者をいう。</p> <p><b>(品名)</b> <b>第3条</b> 規約第3条第1号に規定する「品名」とは、商標、</p>

これらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。

- (1) 品 名
- (2) 釣竿の使用材料別名称表示
- (3) 使用材料
- (4) 規 格
  - ①全 長
  - ②自 重
  - ③仕舞寸法
  - ④継 数
  - ⑤錘 負 荷
- (5) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (6) 原産国名
- (7) 組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）
- (8) 安全使用に関する注意事項

事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。

#### (使用材料別名称の表示基準)

##### 第4条

規約第3条第2号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。
- (2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。
- (3) 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。

#### (使用材料)

##### 第5条

規約第3条第3号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。

- 2 使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。

#### (規 格)

##### 第6条

規約第3条第4号に規定する「規格」は、次のとおりとする。

- (1) 全 長

釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。その誤差の範囲は+2cm、-1cm×嵌合数とする。

当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。

- (2) 自 重

釣竿の自重は、釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。）の重量とし、その単位をgで表示する。その誤差の範囲は+5%以内とする。

ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる。

- (3) 仕舞寸法

釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガ

イドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。)とし、その単位をcmで表示する。その誤差の範囲は±3%以内とする。

(4) 継 数

釣竿の継数は、その本数を表示する。

(5) 錘 負 荷

釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位をg又は号で表示する。

ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。

2 汎用竿については、錘負荷の表示を省略することができる。

**(事業者の住所及び氏名又は名称)**

**第7条**

規約第3条第5号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示については事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。

**(原産国名の表示基準)**

**第8条**

規約第3条第6号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。
- (2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。

注) 〇〇は国名又は地名

- (3) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会社」又は「製造者〇〇株式会社」と表示することができる。

注) 〇〇は会社名

- (4) 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA  
原産国 中国

(5) 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

#### (組立て国名の表示基準)

##### 第9条

規約第3条第7号に規定する「組立てを行った国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。
- (2) 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立〇〇」と第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き替えるものとする。

例 原産国（素管）〇〇

組立 △△

注) 〇〇、△△は国名又は地名

- (3) 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA

原産国（素管）中国

ASSEMBLED IN JAPAN

組立 日本

- (4) 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

#### (安全使用に関する注意事項)

##### 第10条

規約第3条第8号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

## (カタログの必要表示事項)

### 第4条

事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 種別及び品名
- (3) 規格
- (4) 保証書を添付している場合はその旨
- (5) カタログの作成時期
- (6) カタログの内容についての問合せ先
- (7) 安全使用に関する注意事項

## (事業者の住所及び氏名又は名称)

### 第11条

規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。

## (種別及び品名)

### 第12条

規約第4条第2号に規定する「種別」とは、「アユ竿」、「磯竿」、「投竿」、「へら竿」、「汎用竿」等当該釣竿が対象とする漁種（対象釣り）をいう。

2 規約第4条第2号に規定する「品名」は、第3条の規定を準用して表示する。

## (規 格)

### 第13条

規約第4条第3号に規定する「規格」は、第6条の規定を準用して表示する。

## (カタログの作成時期)

### 第14条

規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。

例1 発行年月日 ○○年○月

例2 ○○年○月作成

例3 「このカタログの記載内容は、○○年○月現在のものです。」

2 カタログの作成時期の表示に当たっては、目立つ方法で明瞭に表示するものとする。

## (問合せ先)

### 第15条

規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問合せ先」は、保証の内容その他カタログの内容についての問合せ先を次の例により表示する。

例 「このカタログの内容についてのお問合せは、お近くの販売店に御相談ください。もし、販売店でお分りにならないときは、当社におたずねください。」

### (特定用語の表示基準)

#### 第5条

事業者は、釣竿の品質、性能等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 永久を意味する用語

「永久」、「永遠」、「絶対に折れない」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。

(2) 完全を意味する用語

「完全」、「完ペキ」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用することができない。

(3) 安全を意味する用語

「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用することができない。

(4) 最上級を意味する用語

「最高」、「最上級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(5) 優位性を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップでゆく」、「他の追随を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

### (特定事項の表示基準)

#### 第6条

事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げ事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらな

### (安全使用に関する注意事項)

#### 第16条

規約第4号第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

ければならない。

(1) 写真、イラスト

写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、種別及び品名を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載する。

(2) 競争銘柄との比較表示

ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示する。

イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。

(3) 賞、推奨等を受けた旨の表示

賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。

(4) 先径

釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する。

(5) 元径

釣竿の元径を表示する場合には、その単位をmmで表示するほか、計測位置を併せて表示する。

**(不当表示の禁止)**

**第7条**

事業者は、釣竿に関して次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示
- (2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- (3) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示
- (5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示

**(不当表示の類型)**

**第17条**

規約第7条各号の規定による不当表示の類型を例示すれば、次のとおりである。

- (1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示
- (2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示
- (3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）
- (4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示
- (5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで

- (6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示
- (7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示

他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示

## 第8条

(削除)

## (公正取引協議会の設置)

### 第9条

この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもって構成する。

## (公正取引協議会の事業)

### 第10条

公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。
- (6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

## (違反に対する調査)

### 第11条

公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

## (違反に対する措置)

### 第12条

公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

## (違反に対する決定)

### 第13条

公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）

- を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
  - 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
  - 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

### (規則の制定)

#### 第14条

公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。
- 3 公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則及び運営要領を定めることができる。この細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

#### 附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成28年11月24日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規約の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成28年11月24日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

# 釣竿の必要表示事項に関する表示例及びQ & A

## 釣竿の必要表示事項

事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれの施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない（公正競争規約第3条）

- (1) 品名
- (2) 釣竿の使用材料別名称
- (3) 使用材料
- (4) 規格
  - ①全長
  - ②自重
  - ③仕舞寸法
  - ④継数
  - ⑤錘負荷
- (5) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (6) 原産国名
- (7) 組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）
- (8) 安全使用に関する注意事項

釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

## 特定事項の表示基準

事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。(公正競争規約第6条)

### (1) 写真、イラスト

写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、種別及び品名を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載する。

### (2) 競争銘柄との比較表示

ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示する。

イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。

### (3) 賞、推奨等を受けた旨の表示

賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。

### (4) 先径

釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する。

**表示例** 0.8mm

### (5) 元径

釣竿の元径を表示する場合には、その単位をmmで表示するほか、計測位置を併せて表示する。

**表示例** 元径 8.4mm

元径は竿尻から○○mmの釣竿本体の外径を表示しています

**表示例** 元径 8.4mm

元径はリールシート上部の釣竿本体の外径を表示しています

**表示例** 元径については竿種により測定部が異なりますので、WEB又はカタログにてご確認ください。

## (1) 品名

- ①「品名」とは、商標、事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。  
(公正競争規約施行規則第3条)

<b>表示例</b>	がま鮎 ファインマスターⅢ ポセイドンハイピッチジャーカー410 源流彩硬硬調44	
	品名	品番
	ポイズングロリアス (スピニング)	263L
	その他これらに準ずるもの	
	VITALBEAT	

- ②「種別」とは、当該釣竿が対象とする漁種（対象釣り）をいう。  
(公正競争規約施行規則第12条1項)

**表示例** アユ竿 磯竿 投竿 へら竿等

## (2) 釣竿の使用材料別名称

- ① 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。  
② 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。  
③ 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。

(公正競争規約施行規則第4条)

**表示例** グラスロッド  
カーボンロッド  
複合ロッド

**質問1**：ルアーロッドの場合、グリップ別途組立ての構造でグリップ内の素管の素材は使用材料の計測に含まれるか？

例えば、グラスロッドのグリップ内素管がカーボンの場合、グリップ内の素材を含めると、実際よりガラスの含有率が少ない感じの表示になる。

**回答1**：使用するとき曲げる力のかかる素管は使用材料に含まれます。

**質問2**：ティップにグラスを継いだグラス素材が売りの釣竿で、グラス繊維が50%未満であると、表示はカーボンロッドになるのか？

**回答2**：表示はカーボンロッドになります。

## (3) 使用材料

釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。  
使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。

(公正競争規約施行規則第5条)

**表示例**      カーボン繊維98%・グラス繊維2%  
                  カーボン繊維30%・グラス繊維70%  
                  カーボン繊維99%  
                  グラス繊維98%

## (4) 規 格

### ① 全 長

釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。

「誤差の範囲」は+2cm、-1cm×嵌合数とする。

当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。

(公正競争規約施行規則第6条)

**表示例**      2.01m  
                  201cm  
                  2.01m (6'7")

質問3：1ピースロッドで嵌合がない場合の誤差の範囲は？

回答3：嵌合がない場合は、嵌合数1の場合を適用して下さい。

質問4：単位をmmで表示してもいいでしょうか？

回答4：m又はcmをお願いします。

### ② 自 重

釣竿の自重は、釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。）の重量とし、その単位をgで表示する。

「誤差の範囲」は+5%以内とする。

ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる。

(公正競争規約施行規則第6条)

**表示例**      74g

質問5：規則に記載のないグリップ・尻栓・口栓・トップカバーは自重に含まれますか？

回答5：釣竿を使用するときに取りはずす口栓・トップカバーは自重に含まれません。グリップ・尻栓等釣竿を使用するときに取り付けられている部品は自重に含まれます。

質問6：コルクグリップは天然素材ですが表示は？

回答6：省略することができます。

### ③ 仕舞寸法

釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガイドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。）とし、その単位をcmで表示する。

「誤差の範囲」は±3%以内とする。

(公正競争規約施行規則第6条)

表示例 103cm

### ④ 継 数

釣竿の継数は、その本数を表示する。

表示例 ワンピースロッド－1本  
ワンピースロッド－2本

(公正競争規約施行規則第6条)

### ⑤ 錘負荷

釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位をg又は号で表示する。

ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。

(公正競争規約施行規則第6条)

表示例 10～18号 10g

質問7：ルアーロッドも錘負荷とするのか？

回答7：「ルアーウエイト」「エギサイズ」として表示して下さい。  
(消費者に分かりやすい表示を原則としています)

質問8：オンス表示は可能ですか？

回答8：オンス表示のみは不可となっていますので、グラム表示に括弧でオンス表示をして下さい。

表示例 ○○g (○○○Z)

質問9：ライン表示・適合糸などの表示基準は？

回答9：公正競争規約・施行規則では規定していません。

### (5) 事業者の住所及び氏名又は名称

事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。

(公正競争規約施行規則第7条)

表示例 株式会社○○  
東京都中央区八丁堀2-22-8

## (6) 原産国名

- ① 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。
- ② 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。  
注) 〇〇は国名又は地名
- ③ 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会社」又は「製造者〇〇株式会社」と表示することができる。  
注) 〇〇は会社名
- ④ 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。  
例 MADE IN CHINA  
原産国 中国
- ⑤ 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。  
(公正競争規約施行規則第8条)

## (7) 組立て国名（原産国と異なる場合に限る。）

- ① 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。
- ② 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立〇〇」と公正競争規約施行規則第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き換えるものとする。  
例 原産国（素管）〇〇  
組立 △△  
注) 〇〇、△△は国名又は地名
- ③ 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。  
例 原産国（素管）中国 MADE IN CHINA  
組立 日本 ASSEMBLED IN JAPAN
- ④ 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。  
(公正競争規約施行規則第9条)

### 原産国名・組立て国名 表示方法

原産国と組立国	原産国	組立国	表示例①	表示例②	英文表示
同じ場合	外国	外国	原産国〇〇 〇〇製		MADE IN 〇〇
	日本	日本	国産、日本製	□□株式会社製造 製造元□□株式会社 製造者□□株式会社	MADE IN JAPAN
違う場合	〇〇	▲▲	原産国（素管） 〇〇 組立 ▲▲	原産国（素管） 中国 組立 日本	MADE IN CHINA ASSEMBLED IN JAPAN

注1：表中、〇〇、▲▲は国名又は地名

注2：表中、□□は会社名

質問10：ガイド・リールシートを取り付けない鮎竿・ヘラ竿・溪流竿の組立て国は？

回答10：素管に対して部品を取付けることを組立てとします。尻栓部品、握り、金具などの取付けも組立てとして表示して下さい。

質問11：原産国（素管）と組立て国が異なった場合、釣竿本体に原産国（素管）表示のみで良いのか？

回答11：釣竿本体以外（例：タグ、容器、パッケージ等）に規約・規則が求める必要表示事項が表示されている場合は、問題ありません。

質問12：ガイドとリールシート（グリップ）の取付けがそれぞれ原産国と違う場合、それぞれの表示が必要か？

回答12：もっとも工数の多い作業を行った国を組立て国として下さい。  
なお、工数については各社で判断して下さい。  
ただし、複数国の表示は妨げません。

質問13：ガイドを取付ける場合、スレッドだけ海外で巻いて、コーティングは国内の場合、表示はどうなるのか？

回答13：回答19と同様に、工数の多い作業を行った国を組立て国として下さい。ただし、複数国の表示は妨げません。

質問14：組立を行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならないとあるが、シールは容易に抹消又は訂正されない方法にあたるのか？

回答14：容易に剥がれないシールを使用して下さい。  
ただし、剥がすことを意図してシールを使う事は不可です。

## （8）安全使用に関する注意事項

釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャスト（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

（公正競争規約施行規則第10条）

**表示例** 「釣用品の安全表示に関するガイドライン」（（一社）日本釣用品工業会）を参照して下さい。

- ・電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項
  - ・キャスト（投げる）時の注意事項
  - ・目的外使用の禁止
- ①竿を釣りの目的以外に使用しないでください。竿が折れ、ケガの原因になります。
  - ②釣場以外の人混みの中や、狭い部屋などでは大変危険ですのでご使用をお止め下さい。

## 公正マークを貼付する場合

釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則 41P

公正マーク		正しい表示をしているか審査を受け、認定された商品に貼付することが出来ます。 「公正マーク認定に関する申請手続について」を参照して下さい。
警告表示マーク		製造物責任法（平成六年法律第八十五号）に基づくマーク

## 安全確保のための表示事項

釣竿（一部玉網を含む）

製品使用段階の分類		表示事項	表示媒体		
区分	図記号		本体	包装品又は取扱説明書	カタログ
<b>(3) 使用方法に関する事項</b>					
危険		<p>高圧線への接近による放電や感電、さらに落雷による感電は、最悪の場合重大事故（感電死）を招く恐れがあります。尚、水に濡れたグラスロッドも同様の危険がありますのでご注意ください。</p>		○	
危険		<p>気象条件により、空気中に電気を帯びている場合がございます。ビリビリと電気を感じるのはその為です。天候の変化等により危険を伴いますので、そうした場所での釣りはお避けください。落雷・感電による感電死を招く恐れがあります。</p>		○	
危険		<p>①電線との接触による感電 高圧線・線路・鉄橋等の電線による感電に注意してください。 釣竿は素材特性上、電気を良く伝えます。特に電線等に接触、又は、釣竿を近づけただけでも感電して死亡事故の原因となります。 釣り場を移動する時は竿をたたみ、高圧線・線路・鉄橋等の電線の下、又は、近くでは絶対に使用しないでください。</p> <p>②落雷による感電 落雷による感電に注意してください。使用中、雷が発生した時は、ただちに釣竿から離れ、安全な場所に避難してください。落雷による感電死を招く恐れがあります。</p> <p>③釣り場以外の電線による感電 釣り場以外で釣竿を使用し、電線に触れる事故が発生しています。 釣竿を使用する時は、周囲の安全に十分注意してください。感電による感電死を招く恐れがあります。</p>	○	○	○
警告		<p>①キャストイング（投げる）時の注意 キャストイング（投げる）の時は、周囲に人がいないか、十分に安全を確認してください。釣針が人にささったり、ルアーフック、オモリ等が人に当たると非常に危険で、重大事故に繋がる恐れがあります。</p>		○	○

製品使用段階の分類		表示事項	表示媒体		
区分	図記号		本体	包装品又は取扱説明書	カタログ
注意		<p>①固着のゆるめ方 釣竿の固着（継部が食い込んで外れない時）は、継目の両側近くに、滑り止めを当てて握り、互いに逆方向へヒネリながら押して（振出竿の場合）、継目をゆるめてください。 その際、一気に力を入れると釣竿の継目に手を挟み、怪我をする恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竿の構造上、固着を完全に防止することはできません。固着をゆるめる時等、強く竿を握ると竿が潰れて破損し、手等に怪我をする場合がありますのでご注意ください。</li> <li>固着をゆるめる時等、ガイド部を握って節の抜き差しはしないでください。ガイドの変形や糸止部の破損の原因になり、手等に怪我をする場合がありますのでおやめください。</li> </ul> <p>②根掛りの外し方 根掛り（水中、陸上での障害物に仕掛けが絡み外れない状態）した時は、無理に竿をあおらないでください。竿が折れたり、外れた仕掛けが飛んできて、怪我をする恐れがあります。 根掛りは、できるだけ、糸を手にとって引っ張って糸を切ってください。その際、糸で手を切ることがありますので、手袋やタオルで手を保護してください。</p> <p>③破損時の取り扱い方 使用中、万一釣竿が破損（折れ、割れ、欠け、剥離）した場合、破損した箇所を手など怪我をする恐れがあります。</p> <p>④幼児の手の届く所には置かないでください。予期せぬ事故や怪我に繋がる恐れがあります。</p> <p>⑤竿を釣りの目的以外に使用しないでください。竿が折れ、怪我の原因になります。</p> <p>⑥竿の一部や穂先等を無理に曲げると折れることがあります。折れた竿の一部が反動で顔や体に当たり、怪我をする恐れがあります。</p> <p>⑦安全に釣りをして頂くために 万一、竿が破損してしまった場合、破損した竿の一部が反動で顔や体に当たり、怪我をする恐れがあります。釣りをする際には、安全のためサングラス（偏光グラス）、帽子の着用をお勧めします。</p>	○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

## 表示例

### 正しい表示例 1

**磯竿 八丈島5.0M**

- 使用材料別名称：カーボンロッド
- 使用材料：カーボン繊維70%  
グラス繊維30%
- 全長：5.0m
- 自重：325g
- 仕舞寸法：112cm
- 継数：5本
- 先径：1.4mm
- 元径：26.6mm  
(竿尻から100mmの釣竿本体の外径)
- 錘負荷：10～18号

〇〇〇〇株式会社  
〇〇県〇〇市〇〇町123

原産国（素管）日本  
組立 中国

必要表示事項ではありませんが、表示をする場合は竿先の外径となります。

必要表示事項ではありませんが、表示をする場合は計測位置を併せて表示して下さい。

原産国（素管）と組立て国が違う場合の表示

### 正しい表示例 2

**磯竿 八丈島5.0M**

- 使用材料別名称：カーボンロッド
- 使用材料：カーボン繊維70%  
グラス繊維30%
- 全長：5.0m
- 自重：325g
- 仕舞寸法：112cm
- 継数：5本
- 錘負荷：10～18号

〇〇〇〇株式会社  
〇〇県〇〇市〇〇町123

原産国（素管）日本  
組立 中国

原産国（素管）と組立て国が違う場合の表示

### 正しい表示例 3

OOOTROUT-67  
カーボンロッド

全長：2.01m (6`7" )  
仕舞寸法：103cm  
継数：2本  
自重：74g  
錘負荷：ルアー 1.5-5g  
適合ライン：2-5lb  
使用材料：カーボン繊維 98%  
原産国：中国  
トラウト竿  
○○○○○○会社  
東京都中央区八丁堀 2-2 2-8

単位をFt・inで表示する場合は括弧を付して併記して下さい。

必要表示事項ではありませんので表示の規定はありません。

### 正しい表示例 4

OOOTROUT-67  
カーボンロッド

全長：2.01m  
仕舞寸法：103cm  
継数：2本  
自重：74g  
先径：0.8mm  
適合ルアー：1.5-5g  
適合ライン：2-5lb  
使用材料：カーボン繊維 98% ガラス繊維 2%  
原産国：中国  
LENGTH：6`7"  
PACK LENGTH：103cm  
SECTION：2Pcs  
WT：74g  
TIP DIA：0.8mm  
LUREWT：1.5-5g  
LINE：2-5lb  
BLANK：CARBON 98%GLASS 2%  
Made in China  
トラウト竿  
○○○○○○会社  
東京都中央区八丁堀 2-2 2-8

必要表示事項ではありませんが、表示をされる場合には竿先の外径となります。

「見やすい場所に邦文で明瞭に一括して」と有ります。邦文と英文での併記は、問題有りません。



### 表示に不備がある例 3

OOOTROUT—67

LENGTH : 6`7"  
PACK LENGTH : 103cm  
SECTION : 2Pcs  
WT : 74 g  
TIP DIA : 0.8mm  
BUTT DIA:8.4mm  
LUREWT : 1.5-5 g  
LINE : 2-5lb  
BLANK : CARBON 98%GLASS 2%  
Made in China

「見やすい場所に邦文で明瞭に一括して」と有ります。  
邦文が一括で見えるように修正して下さい。

# 公正マーク使用に関する申請手続について

## 1. 申請書および資料を郵送またはメールで送信（事務局←申請者）

※メールで申請手続をされる場合、正しい送信者からの申請であることを確認するため事前にメールアドレスの登録をお願いします。(様式17-01)

- ①「公正マーク使用に関する申請書」 ……………様式 17-02 ※1品名に1申請  
……………様式 17-03 ※品名にシリーズがあるとき

### ②申請される釣竿の下記3点についてのデジタルデータ(PDF・JPEG等)

もしくは印刷物を申請書に添付

- 1) 釣竿全体への表示
- 2) 釣竿の全体像(継数がわかるもの)
- 3) パッケージ又はタグ(必要表示事項がわかるもの)

[郵送申請] 宛 先 : 全国釣竿公正取引協議会  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目22番8号  
日本フィッシング会館5階  
TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140  
[メール申請] e-mail : tsurizao@jaftma.or.jp

## 2. 審 査 （事務局）

※上記申請内容・資料を事務局が審査いたします。

### 3. 結果報告書（事務局→申請者）……………様式 17-05

※結果報告書は不足箇所がある場合のみお送りします。不足箇所が軽微な場合、電話もしくは

※不足箇所を補正いただき再度申請

### 公正マーク使用に関する申請書(申請者→事務局)……………様式 17-02

### 再 審 査(事務局)

## 4. 事務局より認定書を送付(事務局→申請者)……………様式 17-04

審査手数料1点につき2,000円  
認定番号が付いた製品にのみ公正マークを貼付いただけます。

### 5-1. 公正マーク注文(事務局←申請者)……………購入申込書 様式 17-06

### 5-2. 申請者で公正マークシールを作成・印刷

・釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則により、申請者が「公正マークシール」を作成し釣竿本体へ印刷、貼付することができます。

(第7条1号・2号を参照してください)

## 6. 公正マーク発送(事務局→申請者)

## 7. 公正マークの貼付(申請者)

※メールで申請手続きをされる場合、正しい送信者からの申請であることを確認するため事前にメールアドレスの登録様式17-01のご提出をお願いします。  
 指定の用紙にご記入の上当協議会まで郵送もしくは、  
 [e-mail:tsurizao@jaftma.or.jp] にてお送り下さい。

様式 17-01

年 月 日

全国釣竿公正取引協議会  
 会長 藤井 治幸 様

公正マーク使用に関する申請書 申請手続きにかかわる  
 メールアドレス登録申請書

当社は全国釣竿公正取引協議会の「公正マーク使用に関する申請書」の手続きに際して、下記の担当者及びその担当者が使用するメールアドレスよりお送りいたします。

なお、担当者に変更があった場合は速やかに申請いたします。

記

社名		社印
代表者 役職		
代表者名		
住所	〒	
担当者 所属		
担当者 役職		
担当者 氏名		
担当者 メールアドレス		
担当者 電話連絡先		

以上

# 1. 申請書および資料を郵送またはメールで送信

(事務局←申請者)

## ① 「公正マーク使用に関する申請書」(様式17-02)

※1品名ごとに1申請

様式 17-02									
2017年 11月 30日									
全国釣竿公正取引協議会 会長 藤井 治幸 様									
公正マーク使用に関する申請書									
この度、下記製品につき公正マークの使用の許諾を申請いたします。申請にあたりましては、釣竿の表示に関する公正競争規約、同施行規則ならびに釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則を遵守いたします。									
記									
社名	株式会社〇〇								
代表者 役職	代表取締役社長								
代表者名	〇〇 〇〇								
住所	〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目 22 番								
社印									
種別	アユ竿								
品名	静 810								
シリーズ申請	4 本 (様式 17-03)								
追加申請	第 号 に追加して申請いたします								
【釣竿の表示に関する公正競争規約 表示項目】									
使用材料別名称 (該当の下に○)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">グラスロッド</td> <td style="width: 33%;">カーボンロッド</td> <td style="width: 33%;">複合ロッド</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド		○			
グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド							
	○								
使用材料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">グラス繊維</td> <td style="width: 33%;">20%</td> <td style="width: 33%;">カーボン繊維</td> <td style="width: 33%;">80%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他 ( )</td> <td colspan="2">% (内容を記入)</td> </tr> </table>	グラス繊維	20%	カーボン繊維	80%	その他 ( )		% (内容を記入)	
グラス繊維	20%	カーボン繊維	80%						
その他 ( )		% (内容を記入)							
規	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">全長 (m/cm)</td> <td>8.1m</td> </tr> <tr> <td>自重 (g)</td> <td>400g</td> </tr> <tr> <td>仕舞寸法 (cm)</td> <td>128 cm</td> </tr> <tr> <td>継数 (本)</td> <td>8 本</td> </tr> </table>	全長 (m/cm)	8.1m	自重 (g)	400g	仕舞寸法 (cm)	128 cm	継数 (本)	8 本
全長 (m/cm)	8.1m								
自重 (g)	400g								
仕舞寸法 (cm)	128 cm								
継数 (本)	8 本								
格	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">錘負荷 (g/号)</td> <td>(汎用竿の場合は記載省略可能)</td> </tr> </table>	錘負荷 (g/号)	(汎用竿の場合は記載省略可能)						
錘負荷 (g/号)	(汎用竿の場合は記載省略可能)								
事業者の住所氏名	東京都中央区八丁堀二丁目 22 番 株式会社〇〇〇〇								
原産国名[素管]	日本 (日本語で記入)								
組立を行った国	中国 (原産国と異なる場合日本語で記入)								
安全使用	①感電 ②キャスト時 ③目的外使用 (上記3点につき記入をしている場合は左記に○)								
その他									
【先径・元径の表示 (釣竿の公正競争規約 第6条 第4号・第5号)】									
先径 (mm)	1.4mm								
元径 (mm)	28mm 元径の計測位置を記入 竿尻から 100mm の釣竿本体の外径								
以上									

## ② 「公正マーク使用に関する申請書」(様式17-03)

※1品名にシリーズがあるときご利用下さい

全国釣竿公正取引協議会 公正マーク使用に関する申請書 シリーズ申請											様式17-03
社名		株式会社〇〇									
種別		アユ竿									
品名		静820	静830	静840	静850						
使用材料別 名称 (いずれかに○)	グラスロッド										
	カーボンロッド	○	○	○	○						
	複合ロッド										
使用材料	グラス繊維 (%)	14%	13%	12%	11%						
	カーボン繊維 (%)	86%	87%	88%	89%						
	その他 名称 (%)										
規格	全長 (cm/m)	8.1m	9m	9.1m	9.2m						
	自重 (g)	490g	500g	510g	520g						
	仕舞寸法 (cm)	128cm	128cm	128cm	128cm						
	継数 (本)	8本	9本	9本	9本						
	線負荷 (g/号)	-	-	-	-						
事業者の住所氏名		申請書と同じ	申請書と同じ	申請書と同じ	申請書と同じ						
原産国名		日本	日本	日本	日本						
組立てを行った国		中国	中国	中国	中国						
安全使用 ①部端 ②キャスティング時 ③目的外使用 (上記3点につき記入をしている場合は差記に○)		○	○	○	○						
その他											
先径 (mm)		15mm	15mm	16mm	16mm						
元径	(mm)	30mm	30mm	31mm	31mm						
	計測位置	竿尻から100mmの 釣竿本体の外径	竿尻から100mmの 釣竿本体の外径	竿尻から100mmの 釣竿本体の外径	竿尻から100mmの 釣竿本体の外径						

※この記入例の場合は、アユ竿 静810 他4件 となりますので  
審査手数料は1件の2,000円となります

③申請される釣竿の下記3点についてデジタルデータ（PDF・JPEG等）

もしくは印刷物を申請書に添付して下さい。

- 1) 本体表示
- 2) 全体像（継数がわかるもの）
- 3) パッケージ又はタグ（必要表示事項がわかるもの）

### <画像例>

●本体表示



●全体像（継数がわかるもの）



- パッケージ又はタグ（必要表示事項がわかるもの）

カーボンロッド 鮎竿

引抜早瀬 **9.0**<sub>m</sub>

自重……… 255 g

○使用材料

カーボン繊維 99.9% グラス繊維 0.1%

-----規 格-----

○全長………9.0m

○仕舞寸法……140.5cm

○継数………8本

○先径………1.8mm

○元径………24.0mm

(竿先から100mmの釣竿本体の外径)

○錘負荷………0～8号

-----  
原産国名……日本

株式会社○○○○○

東京都中央区八丁堀 2-22-8

#### 申請書類送付先

##### [郵送申請]

宛 先 : 全国釣竿公正取引協議会  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目22番8号  
日本フィッシング会館5F  
TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140

##### [メール申請]

e-mail : tsurizao@jaftma.or.jp



## ※審査の結果、

不足箇所がある場合にのみ「結果報告書」を送付します

### 3. 結果報告書

(事務局→申請者)

結果報告書（様式17-05）をお送りします。

不足箇所を補正いただき再度公正マーク使用に関する申請書をご提出（様式17-02）ください。

様式 17-5

**公正マーク使用に関する申請の結果報告書**

(西暦) 年 月 日

〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

全国釣竿公正取引協議会  
会長 藤井 浩幸  
(協議会印) (会長印)

(西暦) 〇〇年〇〇月〇〇日付「公正マーク使用に関する申請書」を審査した結果、表示について下記の通り「不足内容」がありました。ご検討の上、ご修正いただき、再度公正マーク使用に関する申請書（様式17-2）のご提出をお願いいたします。

記

**類別及び品名：**

項目	不足内容 (該当○印)	備考
品名		
釣竿の使用材料別名称表示		※○印が公正競争規約で決められている「表示」がありませんでした。
使用材料		
規 全長		
自重		
仕舞寸法		
格 継数		
種類		
事業者の住所及び氏名又は名称		
原産国名		
組立てを行った国名		
安全使用に関する注意事項		
先径		
元径		

以上

様式 17-02  
2017年 11月 30日

全国釣竿公正取引協議会  
会長 藤井 浩幸 様

公正マーク使用に関する申請書

この度、下記製品につき公正マークの使用の許諾を申請いたします。申請にあたりましては、釣竿の表示に関する公正競争規約、同施行規則ならびに釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則を遵守いたします。

記		社印
社名	株式会社〇〇	
代表者 役職	代表取締役社長	
代表者名	〇〇 〇〇	
住所	〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目22番	

種別	アユ竿
品名	静810
シリーズ申請	4本 (様式17-03)
追加申請	第 号 に追加して申請いたします

【釣竿の表示に関する公正競争規約 表示項目】

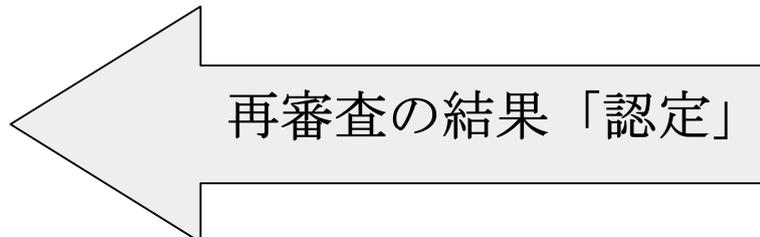
使用材料別名称 (該当の下に○)	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド
		○	
使用材料	グラス繊維 20%	カーボン繊維 80%	
	その他 ( ) % (内容を記入)		
規 全長 (m/cm)	8.1m		
自重 (g)	400g		
仕舞寸法 (cm)	128 cm		
継数 (本)	8本		
格 鍾負荷 (g/号)	(汎用竿の場合は記載省略可能)		
事業者の住所氏名	東京都中央区八丁堀二丁目22番 株式会社〇〇〇〇		
原産国名〔素管〕	日本	(日本語で記入)	
組立てを行った国	中国	(原産国と異なる場合日本語で記入)	
安全使用	①感電 ②キャスト時 ③目的外使用 (上記3点につき記入をしている場合は左記に○)		
その他			

【先径・元径の表示 (釣竿の公正競争規約 第6条 第4号・第5号)】

先径 (mm)	1.4mm
元径 (mm)	28mm
	元径の計測位置を記入 竿原から100mmの釣竿本体の外径

以上

不足箇所が軽微と事務局が判断した場合、結果報告書の送付に代え、ご担当者様に電話もしくはメールでの問い合わせを行う場合があります。



## 5. 公正マークの注文

(事務局←申請者)

購入申込書にご記入いただきFAXもしくはメールにてご注文ください。

全国釣竿公正取引協議会 宛 FAX: 03-3206-1140 mail: tsurizao@jaftma.or.jp		様式 17-06 年 月 日 NO 発 送 請 求	
公正マーク・警告表示マーク購入申込書			
種 類	類 別	頒布料	注文枚数
公正マーク		3円/1枚 頒布単位: 1,000枚	枚
公正マーク 警告表示		20円/1枚 頒布単位: 500枚	枚
警告表示		14円/1枚 頒布単位: 500枚	枚
<small>下記2点のシールにつきましては、要注生産となっております。ご注文後に納期をお伝えいたします。</small>			
公正マーク 刻印あり		100枚～	枚
		2,100枚～	
		2,900枚～	
		3,000枚～	
		10円/1枚	
		5円/1枚	
		3円/1枚	
		版代実費 1点1,000円	
公正マーク 刻印 スペース		3円/1枚 頒布単位: 5,000枚	枚

上記のとおり購入を申し込みます。

●納 期 : 年 月 日を希望します。

●会員名及びご担当者様 : \_\_\_\_\_  
TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_  
mail: \_\_\_\_\_

●送 付 先 : \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_  
TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

## 6. 公正マーク発送

(事務局→申請者)

## 7. 公正マークの貼付

(申請者)

釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則により、申請者が「公正マークシール」を作成し、釣竿本体へ印刷・貼付することができます。(第7条1号・2号を参照してください)

自社で「公正マーク」を商品本体に印刷できます。

自社で「公正マーク」シールを作成し貼付できます。

申請書様式等はホームページからもダウンロードいただけます。

詳しくは、「会員の方へ」 <http://www.jaftma.or.jp/koutori/> をご覧下さい。

# 釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則

釣竿の表示に関する公正競争規約第3条及び同施行規則第3条及び同施行規則第10条にもとづき、公正マークを制定、その使用及び基準に関する規則を次のとおり定める。

第1条 公正マークを使用できるものは、全国釣竿公正取引協議会（以下「協議会」という。）の会員で、会員としての責務を履行している会員に限る。

第2条 公正マークを貼付する釣竿は、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッドとする。

第3条 公正マークは、その信用の維持と消費者の誤認を防止するため、協議会において統一して作成したものを使用する。

第4条 公正マークを使用する会員は、公正マーク使用申請書（別途様式）を協議会に提出するものとする。

第5条 協議会は申請された公正マーク使用申請書に基づき下記の項目により審査する。  
（1）釣竿の表示に関する公正競争規約第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条に示す条件の適否  
（2）釣竿の表示に公正競争規約施行規則に示す条件の適否  
（参考）第2条（定義）第3条（必要表示事項）第5条（特定用語の表示基準）  
第6条（特定事項の表示基準）第7条（不当表示の禁止）

第6条 協議会は、申請書を審査の上、適合したものについて認定書を交付する。

第7条 公正マークの仕様等は下記のとおりとする。  
（1）公正マークの表示は、次の図柄をもって行う。



- （2）公正マークの大きさは、図柄の直径を8.5mm以上とする。  
（3）公正マークの表示は、次のいずれかの方法で行っても差し支えない。  
①公正マークを商品本体に印刷する方法  
②公正マークを印刷したシールを商品本体に貼付する方法

2 公正マークは、商標法による登録を行うものとする。

第8条 公正マークの交付を受けようとするものは、別途理事会で決定した金額を納付するものとする。

附 則

1. この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出た日から施行する。
2. この規則の施行前において事業者が出荷した釣竿の表示についてはなお従前の例による。

# 全国釣竿公正取引協議会会則

釣竿の表示に関する公正競争規約第14条第1項の規定に基づき、全国釣竿公正取引協議会の組織及び運営に関する規則を次の通り定める。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国釣竿公正取引協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の地域は、全国一円とし、事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本会は、「釣竿の表示に関する公正競争規約」(以下、「規約」という。)に規定された必要な事項を円滑かつ確実に実施するための調査、指導及び監督を行い、もって釣竿業界の健全な発展を図ることを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) 規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) 規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。
- (6) 規約の違反に者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

## 第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員となる資格を有するものは、規約第2条第2項に規定する事業者及びこれらの者が構成する団体(以下「団体会員」という。)とする。

(会員)

第6条 会員は毎年所定の会費を負担しなければならない。

- 2 前項の会費の額及び徴収方法は理事会において別に定める。
- 3 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

#### (入会)

第7条 本会の会員となろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (脱会)

第8条 会員は、その旨を会長に届出て、脱会することが出来る。

2 会員は、前項により脱会しようとするときは、脱会の日3ヶ月前までにその旨を書面をもって、理事会に届けなければならない。また、本会に納付すべき会費、その他の経費のうち未納のものは完納しなければならない。

3 理事会は、前項の規定により脱会の予告を受けたときは、不当に脱会を制限してはならない。

4 会員は前項のほか、次の事由により本会を脱会する。

(1) 会員たる資格を喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(4) 会費が6ヶ月以上滞ったとき

#### (除名)

第9条 会長は会員が次の各号の一に該当するときは理事会の議決により、これを除名することができる。この場合には、本会はその理事会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ理事会で弁明する機会を与えるものとする。

1. 規約第12条第1項の規定による警告に従わないとき。

2. 正当な理由なく、会費を滞納したとき。

3. 本会の事業を妨げる行為その他本会の目的に著しく反すると認められる行為のあったとき。

2 会長は前項の議決があったときには、除名の理由を明らかにした書面をもってその旨をその会員に通知するものとする。

## 第4章 役員

#### (役員の数)

第10条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名以内

専務理事 1名

理 事 20名以内（うち会計理事1名）

監 事 2名

#### (役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員のうちから選出し、会長、副会長、専務理事及び会計理事は、理事会の互選とする。

2 前項にかかわらず専務理事は会員外から選ぶことができる。

#### (役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき会務を掌理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 会計理事は、本会計の事務を総括する。

#### (役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、就任後、第2回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

#### (名誉会長)

第14条 本会に名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は、本会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

#### (顧問)

第15条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会員又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務に関し、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

## 第5章 会 議

#### (総会)

第16条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎事業年度終了後60日以内に会長がこれを召集する。
- 3 臨時総会は必要がある場合、理事会の決議により会長が随時これを召集する。
- 4 総会の招集は、開催日の2週間までに、会議の目的、日程及び場所を会員に通知する。

#### (議決事項)

第17条 総会は、会員によって構成し次の事項を議決する。総会に於ける議決権は、出席会員ごとに1票とする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関すること。
- (3) 規約、施行規則の改訂に関すること。
- (4) 組織運営に関する規則に関すること。
- (5) 役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 本会の解散
- (7) その他理事会において必要と認められた事項に関すること。

#### (総会の議決及び議長)

第18条 総会は、会員の過半数が出席していなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、委任状を提出するこ

とにより、前項の出席にかえることができる。

- 3 総会の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項第3号及び第6号に掲げる事項に係る議事については、出席者の3分の2以上の多数で決するものとする。

#### (理事会の招集)

第19条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の招集は開催日の1週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を理事に通知するものとする。

#### (理事会の構成及び議決事項)

第20条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に提出する議案に関すること。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) 会員の除名に関すること。
- (5) 本会目的達成のために必要な事項。
- (6) その他理事会が必要と認めた事項。

#### (理事会の議長)

第21条 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 理事会の議長は会長とする。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議事の決するところによる。

#### (特別議決)

第22条 次の事項は理事の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数の議決を必要とする。

1. 規定及び規則の変更
2. 本会の解散
3. 会員の除名

#### (会議の議事録)

第23条 総会及び理事会の議事録は、議長及び出席者のなかから選任された議事録署名人1名以上が署名押印の上、これを本会に保存する。

#### (非会員の違反行為に対する措置)

第24条 本会は、非会員に規約第3条、第5条及び第7条の規定に違反する行為があると認めるときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に申告し必要な処置を講ずるよう求めることができる。

## 第6章 事務局

#### (事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、次の職員を置くことができる。

事務局長 1名  
事務員 若干名

## 第7章 資産及び会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 本会設立当初に寄付された財産
2. 会費
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入

2 その他の収入

(経費の支払い方法)

第28条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第29条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 収支決算書

2 本会は、総会終了後1ヶ月以内に、第1項に掲げる書類とともに、その結果を消費者庁長官及び公正取引委員会に報告するものとする。

## 第8章 雑 則

(解散の場合の残余財産)

第30条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経て処分するものとする。

(規定に定めない事項)

第31条 この規則に定めない事項については、理事会の議決を経て決定する。

附 則

この規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行日から施行する。

# 全国釣竿公正取引協議会会費規則

この規則は、全国釣竿公正取引協議会規則第6条により定めたものである。

## 1. 会費区分

(1) 会費は、次に規定する①基本会費と②比例会費を合計した金額とする。

①基本会費（月額3,000円×12ヶ月＝36,000円）

②比例会費（釣竿の国内向売上高 × 5 / 10,000）

(2) 釣竿の国内向売上高の報告は、会員が定める「売上高報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、自主申告するものとする。

## 2. 報告書の提出および会費の徴収方法

報告書の提出期限および会費の徴収方法は、次表のとおりとする。

会費・区分 期 間 ( ) 月間	基 本 会 費		比 例 会 費			
	上期 (4～9)	下期 (10～3)	第1四半期 (1～3)	第2四半期 (4～6)	第3四半期 (7～9)	第4四半期 (10～12)
国内売上高 報告書 提出締切日	—	—	5月10日	8月10日	11月10日	2月10日
請 求 書 発 送 日	5月末	11月末	5月末	8月末	11月末	2月末
会 費 納付期限日	6月末	12月末	6月末	9月末	12月末	3月末

## 3. 会費に係る会員の履行義務

(1) 会費は、当協議会を運営する原資のため、全会員が負担しなければならない。

(2) 比例会費は、会員の公正負担の原則に基づき、その算出基礎となる報告書の提出を義務付けることとし、止む得ない場合を除き、未提出会員に対しては、報告書提出締切日後1ヶ月の猶予期間を設ける。

(3) 猶予期間を過ぎても未提出の場合は、その後開催される理事会において、当該会員の比例会費負担額を定めることができることとする。

ただし、その負担額を算出する際は、当該会員の前年度報告実績若しくは事業規模等を参考にして定めることとする。

(3) 猶予期間を過ぎても未提出の場合は、比例会費額の算出根拠がないので同年度の基本会費と同額の負担をお願いする。

## 4. 会計に係る税制上の会計処理

会員が納付する「①基本会費」および「②比例会費」は、いずれも損金扱いで会計処理することができる。

## 附則

この規則は、平成21年3月11日より施行する。

## 様 式

1. 公正マーク使用に関する申請書 申請手続きにかかわる  
メールアドレス登録申請書（様式17-01）
2. 公正マーク使用に関する申請書（様式17-02）
3. 公正マーク使用に関する申請書  
シリーズ申請（様式17-03）
4. 認定書（様式17-04）
5. 公正マーク使用に関する申請の結果報告書（様式17-05）
6. 公正マーク・警告表示マーク購入申込書（様式17-06）

年 月 日

全国釣竿公正取引協議会  
会長 藤井 治幸 様

公正マーク使用に関する申請書 申請手続きにかかわる  
メールアドレス登録申請書

当社は全国釣竿公正取引協議会の「公正マーク使用に関する申請書」の手続きに際して、下記の担当者及びその担当者が使用するメールアドレスよりお送りいたします。

なお、担当者に変更があった場合は速やかに申請いたします。

## 記

社 名		社印
代表者 役職		
代表者名		
住 所	〒	
担当者 所属		
担当者 役職		
担当者 氏名		
担当者 メールアドレス		
担当者 電話連絡先		

以上

全国釣竿公正取引協議会  
会長 藤井 治幸 様

### 公正マーク使用に関する申請書

この度、下記製品につき公正マークの使用の許諾を申請いたします。申請にあたりましては、釣竿の表示に関する公正競争規約、同施行規則ならびに釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則を遵守いたします。

#### 記

社名		社印
代表者 役職		
代表者名		
住所	〒	

種別	竿
品名	
シリーズ申請	本（様式 17-03）
追加申請	第 号 に追加して申請いたします

#### 【釣竿の表示に関する公正競争規約 表示項目】

使用材料別名称 (該当の下に○)	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド
使用材料	グラス繊維 %	カーボン繊維 %	その他 ( ) % (内容を記入)
規格	全長 (m/cm)		
	自重 (g)		
	仕舞寸法 (cm)		
	継数 (本)		
格	錘負荷 (g/号)	(汎用竿の場合は記載省略可能)	
事業者の 住所氏名			
組立を行った国	(原産国と異なる場合日本語で記入)		
原産国名[素管]	(日本語で記入)		
安全使用	①感電 ②キャスト時 ③目的外使用 (上記3点につき記入をしている場合は左記に○)		
その他			

#### 【先径・元径の表示（釣竿の公正競争規約 第6条 第4号・第5号）】

先径 (mm)	
元径 (mm)	元径の計測位置を記入 _____

以上

全国釣竿公正取引協議会 公正マーク使用に関する申請書 シリーズ申請

様式17-03

社名										
種別	竿									
品名										
使用材料別 名称 (いずれかに○)	グラスロッド									
	カーボンロッド									
	複合ロッド									
使用材料	グラス繊維 (%)									
	カーボン繊維 (%)									
	その他 名称 (%)									
規格	全長 (cm/m)									
	自重 (g)									
	仕舞寸法 (cm)									
	継数 (本)									
	継負荷 (g/号)									
事業者の住所氏名										
原産国名										
組立てを行った国										
安全使用 ① 釣場 ② キヤスティング時 ③ 目的外使用 (上記①に付き記入をしている場合は左記に○)										
	その他									
先径 (mm)										
元径	(mm)									
	計測位置									



## 公正マーク使用に関する申請の結果報告書

(西暦) 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

全国釣竿公正取引協議会  
会長 藤井 治幸  
(協議会印) (会長印)

(西暦) 〇〇年〇〇月〇〇日付「公正マーク使用に関する申請書」を審査した結果、表示について下記の通り「不足内容」がありました。ご検討の上、ご修正いただき、再度公正マーク使用に関する申請書(様式 17-2)のご提出をお願いいたします。

記

種別及び品名 :

項 目		不足内容 (該当〇印)	備考
品名			※〇印が公正競争規約で決められている「表示」がありませんでした。
釣竿の使用材料別名称表示			
使用材料			
規 格	全長		
	自重		
	仕舞寸法		
	継数		
	錘負荷		
事業者の住所及び氏名又は名称			
原産国名			
組立てを行った国名			
安全使用に関する注意事項			
先径			
元径			

以上

年 月 日

全国釣竿公正取引協議会 宛

FAX : 03-3206-1140

mail : tsurizao@jaftma.or.jp

NO	発 送	請 求

## 公正マーク・警告表示マーク購入申込書

種 類	頒布料	注文枚数	
公正マーク	3円/1枚 頒布単位: 1,000枚	枚	
公正マーク 警告表示	20円/1枚 頒布単位: 500枚	枚	
警告表示	14円/1枚 頒布単位: 500枚	枚	
下記2点のシールにつきましては、受注生産となっております。ご注文後に納期をお伝えいたします。			
公正マーク 刻印あり	100枚~ 2,000枚	10円/1枚	枚
	2,100枚~ 2,900枚	5円/1枚	
	3,000枚~	3円/1枚	
	版代実費 1点1,000円		
公正マーク 刻印 スペース	3円/1枚 頒布単位: 5,000枚	枚	

上記のとおり購入を申し込みます。

●納 期 : 年 月 日を希望します。

●会員名及びご担当者様 :

TEL : FAX :

mail :

●送 付 先 :

〒

TEL : FAX :





## マークの種類

公正マーク



公正マーク・警告表示マーク



警告表示マーク



この公正マークのある釣竿は、使用材料の  
明示・原産国名の表示などについて、全国釣  
竿公正取引協議会が「釣竿の表示に関する公  
正競争規約」に基づき、認定したものです。

 全国釣竿公正取引協議会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀二丁目22番8号

日本フィッシング会館5階

TEL : 03-3206-1130 FAX : 03-3206-1140

<http://www.jaftma.or.jp/koutori/>

